

2010年4月20日

2010年4月27日障がい者制度改革推進会議総合福祉部会・意見書

共同連 事務局長 斎藤縣三

## 1. 通勤、通学のヘルパー利用

(1) 通勤、通学（通年利用）のガイドヘルパー利用を可能とすること。

これまでその利用が認められてこなかった理由として前者は経済活動への支援はできないことと、両方とも通年にわたるからとされてきた。個人の経済活動からの行政からの援助ができないはずもなく、余暇（レクリエーション）にヘルパーが使えて、生活上具体的な就労にヘルパーが使えないのはあきらかに間違っている。また通年にわたるのは、通勤、通学だけではなく身体介護、家事援助においてもそうである。これを認めることによってヘルパー利用が増大して困るというならそれは全体的な利用の見直しの中で考えることであって、通勤、通学のみを認めない理由とはならない。自治体における公務員別枠採用においても自力通勤をその条件に掲げているのは明らかな差別である。ヘルパー利用が認められれば、この問題は解決する。

(2) 職場内、学校内での身体介護の利用を可能とすること

これまで身体介護は家庭の中を中心に考えられてきた。介護を必要とする重度障害者は家庭の中において、外出するのは通院や余暇活動しかないという、古い障害者像である。今や重度障害者は社会の中で様々な労働・活動に取り組むのは当たり前の時代である。それに応じてガイドヘルパー利用が拡大されてきたわけであり、今や重度訪問介護や行動援護など、外出先の介護も認められている。何故に職場や学校での介助は認められないかといえば、それは会社や学校の責任とされている。確かに、学校や会社に責任があることは間違いないが、現状では学校や会社にその保障体制がない中、結局は障害者の責任とされ本人や家族にしわ寄せされる。

前者(1)の項目を認めると同時、(2)も可能とすることによって重度障害者の労働権・教育権が実質的に保障されることになる。

## 2. ケアホームにおけるヘルパー利用の時間数を拡大すること。

グループホーム制度は創出された時、グループホームにこれまでの福祉施設ではなく、家庭に代わる「家」として位置付けされたはずである。しかしながら自立支援法ではグループホーム・ケアホームは「家」から福祉施設へと大きく後退をしている。現在のケアホームの生活支援員の仕組みではどうして生活困難な重度障害者にとってケアホームを福祉施設ではない地域の中の「住宅」と位置付け、時間内制限を撤廃して家庭におけるヘルパーと同様の介助が保障されるようにすべきである。つまり、生活支援員のヘルプ時間を差引いた分は在

宅障害者と同様にみとめるようにすべきである。

### 3. 就労支援事業の改善

#### (1) 就労継続 A 型事業所の利用料徴収の廃止

A 型事業は雇用契約を結んだ労働の場を提供するものであり、一般企業と同等である。「働くのに何故利用料をとられるのか」は誰も考える率直な疑問である。現在は事業者が利用者との契約の中で利用料をとらないと決めることができるとなっているが、それなら給付金はその分減額されることになっている。

A 型事業の利用者に今年度は住民税非課税世帯は利用料がゼロとなっても、その恩恵を受けられない者も多い（給与取得者だから）。A 型利用者全員の利用料徴収をやめ、かつ給付金の全額給付を行なうようにする必要がある。

#### (2) 就労継続 A 型事業の雇用制限を撤廃すること

A 型事業への転換は当初わずか 1.8%の障害者雇用率すら達成できない企業が 50%を越えたのだから、障害者 10 人といえどもそこにわずかの職員を合わせて、一般企業と同様に労働法規適用の事業を行なえというのは困難を極めるのはいうまでもない。それが A 型事業が発展しない根本的理由である。

前項(1)の改善と並んで、給付費の職員枠以外の雇用を行なうことに制限が課されているが、その事業所の裁量で人員を増やしよって事業活動を活発化させないことには A 型事業は成立しえない。

#### (3) 就労支援事業（就労継続支援・就労移行支援）への認定制定をなくすこと

現在就労支援事業の利用を行なうにあたっては、区分認定を受けることが求められている。しかしながら区分認定を受けたところでその結果は事業の利用に何ら影響しない。つまり就労支援事業には区分認定は全く関係のない仕組みになっている。にもかかわらず、介護関係事業と同様に区分認定を求めることは全く不合理である。

### 4. 自立支援医療費への利用料負担を住民税非課税世帯はゼロとすること

今回財政上の問題から自立支援医療費の利用料負担は現行のまま据え置かれたところである。所得の低い世帯にあっては医療費の負担は家計を苦しくさせる一因となっている。すみやかに同等の負担軽減を行なうことにすべきである。